

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
3	児童扶養手当の支給に関する事務 基礎項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

大阪府は、児童扶養手当法による児童扶養手当の支給に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いに当たり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

### 特記事項

・本事務において用いるシステムの利用にあたっては、内部による不正利用の防止のため、ID及びパスワード、静脈認証によるアクセス制限、利用可能端末の制限、システム操作者の使用記録を保存する等、情報漏洩に対する対策を講じる。

## 評価実施機関名

大阪府知事

## 公表日

令和5年7月28日

# I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	児童扶養手当の支給に関する事務
②事務の概要	父又は母と生計を同じくしていない児童(18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者。ただし、政令で定める程度の障がいの状態にある場合は、20歳までの者。以下同じ。)や父又は母が重度の障がいの状態にある児童を養育している児童の父又は母や父又は母に代わってその児童を養育している者に児童扶養手当を支給する。 なお、上記の事務を行うに当たっては、基本4情報(氏名・住所・生年月日・性別)の他、所得等の個人情報を取扱う。
③システムの名称	児童扶養手当システム、団体内統合宛名システム、中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
児童扶養手当受給資格者台帳	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	・番号利用法第9条第1項 ・番号利用法別表第一 37の項 ・番号利用法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号) 第29条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[ 実施する ] <span style="float: right;">&lt;選択肢&gt; 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</span>
②法令上の根拠	○情報提供に係る根拠 ・番号利用法第9条第1項 ・番号利用法別表第二 13の項,16の項,26の項,30の項,47の項,64の項,65の項,87の項,116の項 ・番号利用法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号) 第10条の3、第12条、第19条、第26条の2、第35条、第36条、第44条及び第59条の2 ○情報照会に係る根拠 ・番号利用法第19条第8項 ・番号利用法別表第二 57の項 ・番号利用法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号) 第31条
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	福祉部子ども家庭局
②所属長の役職名	子ども家庭局長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	・大阪府府民文化部府政情報室情報公開課 公文書総合センター(府政情報センター) 〒540-8570 大阪市中央区大手前2丁目 大阪府庁本館 06-6944-6066 ・大阪府福祉部子ども家庭局家庭支援課貸付・手当グループ 〒540-8570 大阪市中央区大手前2丁目 電話06-6941-0351 内線2437
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	・大阪府福祉部子ども家庭局家庭支援課貸付・手当グループ 〒540-8570 大阪市中央区大手前2丁目 電話06-6941-0351 内線2437

## II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[ 1,000人以上1万人未満 ]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和2年5月14日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人未満 ]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和2年5月14日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

## IV リスク対策

<b>1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類</b>		
[ 基礎項目評価書 ]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
<b>2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)</b>		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
<b>3. 特定個人情報の使用</b>		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
<b>4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託</b> [ ]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
<b>5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)</b> [ ]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
<b>6. 情報提供ネットワークシステムとの接続</b> [ ]接続しない(入手) [ ]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
<b>7. 特定個人情報の保管・消去</b>		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
<b>8. 監査</b>		
実施の有無	[ <input type="radio"/> ] 自己点検 [ <input type="radio"/> ] 内部監査 [ ] 外部監査	
<b>9. 従業員に対する教育・啓発</b>		
従業員に対する教育・啓発	[ 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

## 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成31年2月28日	I 関連情報 5.評価実施機関における担当部署 ②所属長	子ども室長 中岡恭子	子ども室長	事後	様式の改正に伴う修正
平成31年2月28日	IVリスク対策	—	IVリスク対策に記載のとおり	事後	様式の改正に伴う追加
令和2年5月29日	I-1-③システムの名称	児童扶養手当システム、団体内統合宛名システム、中間サーバー、住民基本台帳根ネットワークシステム	児童扶養手当システム、団体内統合宛名システム、中間サーバー	事後	修正
令和2年5月29日	I-3法令上の根拠	・番号利用法別表第一 37の項 ・番号利用法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号) 第29条	・番号利用法第9条第1項 ・番号利用法別表第一 37の項 ・番号利用法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号) 第29条	事後	追加
令和2年5月29日	I-4-②法令上の根拠	○情報提供に係る根拠 ・番号利用法別表第二 13の項,16の項,26の項,30の項,47の項,64の項,65の項,87の項,116の項 ・番号利用法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号) 第12条、第19条、第35条、第36条及び第44条 ○情報照会に係る根拠 ・番号利用法別表第二 57の項 ・番号利用法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号) 第31条	○情報提供に係る根拠 ・番号利用法第9条第1項 ・番号利用法別表第二 13の項,16の項,26の項,30の項,47の項,64の項,65の項,87の項,116の項 ・番号利用法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号) 第10条の3、第12条、第19条、第26条の2、第35条、第36条、第44条及び第59条の2 ○情報照会に係る根拠 ・番号利用法第19条第7項 ・番号利用法別表第二 57の項 ・番号利用法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号) 第31条	事後	追加
令和5年7月28日	I-4-②法令上の根拠	○情報提供に係る根拠 ・番号利用法第9条第1項 ・番号利用法別表第二 13の項,16の項,26の項,30の項,47の項,64の項,65の項,87の項,116の項 ・番号利用法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号) 第10条の3、第12条、第19条、第26条の2、第35条、第36条、第44条及び第59条の2 ○情報照会に係る根拠 ・番号利用法第19条第7項 ・番号利用法別表第二 57の項 ・番号利用法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号) 第31条	○情報提供に係る根拠 ・番号利用法第9条第1項 ・番号利用法別表第二 13の項,16の項,26の項,30の項,47の項,64の項,65の項,87の項,116の項 ・番号利用法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号) 第10条の3、第12条、第19条、第26条の2、第35条、第36条、第44条及び第59条の2 ○情報照会に係る根拠 ・番号利用法第19条第8項 ・番号利用法別表第二 57の項 ・番号利用法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号) 第31条	事後	
令和5年7月28日	I-5-①部署	福祉部子ども室	福祉部子ども家庭局	事後	組織改正に伴う修正
令和5年7月28日	I-5-②所属長の役職名	子ども室長	子ども家庭局長	事後	組織改正に伴う修正
令和5年7月28日	I-7請求先	・大阪府府民文化部政情報室情報公開課 公文書総合センター(府政情報センター) 〒540-8570 大阪市中央区大手前2丁目 大阪府庁本館5階 06-6944-6066 ・大阪府福祉部子ども室家庭支援課貸付・手当グループ 〒540-8570 大阪市中央区大手前2丁目 電話 06-6941-0351 内線2437	・大阪府府民文化部政情報室情報公開課 公文書総合センター(府政情報センター) 〒540-8570 大阪市中央区大手前2丁目 大阪府庁本館 06-6944-6066 ・大阪府福祉部子ども家庭局家庭支援課貸付・手当グループ 〒540-8570 大阪市中央区大手前2丁目 電話 06-6941-0351 内線2437	事後	組織改正及び移転に伴う修正
令和5年7月28日	I-8連絡先	・大阪府福祉部子ども室家庭支援課貸付・手当グループ 〒540-8570 大阪市中央区大手前2丁目 電話 06-6941-0351 内線2437	・大阪府福祉部子ども家庭局家庭支援課貸付・手当グループ 〒540-8570 大阪市中央区大手前2丁目 電話 06-6941-0351 内線2437	事後	組織改正に伴う修正